

気になる相談（令和5年3月）

通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽SMS・メールに警戒を！

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールやSMS（ショートメッセージサービス）を送信し、個人情報などを詐取する「フィッシング」に関する相談が寄せられています。普段よく利用する事業者からのメッセージに見えても、じつは危険なフィッシングの手口かもしれません。

【相談事例】

- 通販サイトから「支払い方法に問題がある」とのSMSがスマートフォンに届いた。添付のURLをタップし、クレジットカード番号や住所を入力した。その後、クレジットカードの請求明細を確認すると合計約4万円の身に覚えのない決済があった。
- 通販で購入した商品の到着を待っていると、宅配便事業者から「お荷物をお預かりしています」というSMSが届いた。「確認のためのアプリをインストールしてほしい」と書かれていたので、案内どおりアプリをインストールした。その後、購入品は別の宅配便事業者から届いたので不審に思っていたが、最近、クレジットカードに、携帯電話会社から通常より高額な請求があった。明細をみると、プラットフォーム上で不審な利用があり、約6万円の身に覚えのないキャリア決済の請求があった。
- 契約している携帯電話会社を名乗り「ご利用料金のお支払いが確認できません」とのSMSが届いたので、記載されているURLにアクセスしたところ、キャリア決済のログインIDとパスワードの入力を求められ入力した。その後、身に覚えのない請求が約8万円あった。

【注意点】

- フィッシングでは、通販サイト、クレジットカード会社、金融機関、宅配便事業者、携帯電話会社等がかたられるケースが目立ちますが、最近では、官公庁がかたられるケースもみられます。
- このような組織をかたる偽メール等には、「支払い方法に問題がある」「料金の未納がある」「不正利用が確認された」等、消費者の不安をあおる記載がみられます。

【対処法】

- メール等に記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。もし、フィッシングサイトにアクセスしてしまった場合でもID、パスワード、認証コードのような個人情報等は絶対に入力しないでください。
- フィッシングサイトに個人情報等を入力したと気づいた場合、すぐにその個人情報等を変更し、クレジットカード会社や携帯電話会社等に連絡しましょう。
- 不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

消費者ホットライン 188 又は 愛媛県消費生活センター(TEL:089-925-3700)